

個人負担のある豪華慰安旅行

Q : 当社ではこのたび、創立10周年を記念して海外に慰安旅行しようと思っています。豪華な旅行は、損金算入できないそうなので、一部社員負担をさせるつもりですが、この場合にはどんな取扱いになりますか？

A : 一定の要件を満たし、社会通念上一般に行なわれていると認められるものであれば、損金に算入できるものと思われます。

【解説】

会社が、社員の慰安旅行の費用を負担した場合の経済的利益については、その旅行が社会通念上、一般に行なわれていると認められる程度のものであり、かつ、次の一定の要件を満たしているものであるときは、課税しなくてよいこととされています。

- ① 旅行期間が4泊5日(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数が4泊5日)以内であること
- ② 社員の旅行参加割合が50%以上であること

そして、慰安旅行が社会通念上、一般的に行なわれていると認められるかどうかは、その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的、規模、行程、社員の負担額や負担割合などを総合的に勘案して判定されることとなっています。なお、その旅行費用の総額については、1人当たり10万円という見解が出されていますので、社員の負担額を差し引いた金額が10万円程度であれば他の要件を満たす限り、課税されないものと思われます。

